

## 裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

処 分 庁 [REDACTED]

審査請求人 [REDACTED] (以下、「審査請求人」という。) が令和 3 年 12 月 28 日に提起した [REDACTED] 長が行った保護停止継続決定処分(令和 3 年 9 月 27 日付け 3 た福第 82954 号)の取り消しについて、次のとおり裁決する。

なお、この裁決書において引用する法及び関係通知は、審査請求に係る処分が行われた当時のものである。

### 主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

### 事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、平成 29 年 9 月 22 日「貯金等の減少・喪失」を理由に処分庁に保護を申請し、平成 29 年 10 月 20 日保護決定により保護が開始された。  
申請時の世帯の状況は、世帯主が [REDACTED] 氏 (以下、「主」という。) で、審査請求人は主の同居人として認定されている。
- 2 処分庁は保護開始時に、審査請求人世帯に対する援助方針の一つを「審査請求人の [REDACTED] ([REDACTED] 地域職業相談室) 等を活用した積極的な就労活動を指導し、就労に向けた取組を支援する」と定め、指導を開始した。
- 3 処分庁は審査請求人世帯に対して、就労指導を行うも処分庁が審査請求人に求める積極的な求職活動が行われず、法第 27 条に基づく口頭指導、文書指示及び弁明の機会を設けた上で、審査請求人世帯に対する令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの保護の停止処分を決定した。
- 4 審査請求人は、令和 3 年 4 月 2 日に処分庁に電話連絡をし、同年 3 月 29 日から [REDACTED]

■の内職を開始した旨を報告した。併せて、同年5月1日付けでの保護の停止解除を検討してもらえるよう訴えた。

処分庁は、主の申し出を受けて検討を行ったが、指導指示の履行が十分でないこと及び自立助長の観点から保護の停止を継続することとした。

- 5 処分庁は、保護の停止後、審査請求人の生活状況の把握を行い、審査請求人の申し出や、主の病状に係る主治医の意見を踏まえ、令和3年6月1日付けで世帯分離を行い、主のみ保護停止を解除することとした。

また、審査請求人については、稼働能力の活用が認められない限りは保護の停止が解除されないことを決定した。

- 6 令和3年9月30日、処分庁は、審査請求人に令和3年10月1日付け生活保護の停止継続決定について説明し、令和3年9月27日付け3田福第82954号決定通知を交付した(本件処分)。

- 7 令和3年12月28日、審査請求人は、上記6の処分の取り消しを求めて本件審査請求を提起した。

#### 審理関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張

令和3年10月1日付けで■が決定した生活保護の停止継続処分の取り消しを求める。

医療費の支払いが出来ず、月に1度の必要な治療が受けられていない。稼働能力も十分に備えておらず、就労先も見つからない。

##### 2 処分庁の弁明

審査請求人は、稼働能力があるにも関わらず、その稼働能力を最低限度の生活の維持に活用することをせず、当所からの度重なる指導指示にも従わなかったことから、令和3年4月1日付けで保護の停止決定を行った。

その後、半年間の請求人の生活実態、稼働能力の程度、就労に向けた活動状況、健康状態等に関し、総合的に検討した結果、当所決定の原因となった「精神的な求職活動及び求職活動申告書の提出」の指導指示に対する改善が認められなかったことから、本件の保護の停止を継続する決定を行ったものである。

- (1) 保護開始後、審査請求人世帯に対しては、援助方針に従い、■(■地域職業相談室)等を活用した就労活動を指導するとともに、申請時に見込んでいたオリンピック関連業務への就労や内職の可能性についても相談・助言を行ったほか、市が設置している授産施設での作業訓練等も勧奨してきたが、遠距離であること、交通費が掛かること、さらには家庭(世帯)環境の不安定(世帯主の病状や■を理由に拒否され続けてきた。

保護開始後から保護の停止処分に起因する口頭指示に至る令和2年10月までの求職活動状況票の提出は、7回に止まり、令和3年4月1日付けで保護停止後も、令和3年5月19日以来、求職活動状況票の提出の求めには応じていない。

- (2) 保護停止後に内職による就労を開始しているが、内職を開始した直後に、内職の

開始を理由に保護の停止の解除を求める等、内職の開始、継続は、保護再開の方便として形式的に行ったものと判断している。

- (3) 審査請求人は、本件審査請求の理由として、「医療費の支払いができないため月1回の受診ができない」ことを挙げているが、審査請求人世帯が金銭管理を怠っていることに一つの原因があると捉えている。

本件処分は、保護開始時からの援助方針に基づく指導の延長上にあり、手続き面では令和2年12月9日に口頭による指導指示に端を発する義務違反に対する制裁措置である。

本件については、制裁措置の徹底よりも審査請求人の自立に重きを置いた判断から、更なる効果を期待し、停止継続を決定したもので、その決定に関係法令や通知等の逸脱はなく、適切な措置である。

従って、本件処分は適法なものであり、審査請求は棄却されるべきである。

### 3 審査請求人の反論

審査請求人の反論の趣旨は次のとおり。

- (1) [redacted] ( [redacted] 地域職業相談室 ) での求職活動を指導されたのは事実であるが、[redacted] ( [redacted] 地域職業相談室 ) は [redacted] にあり、往復の電車賃が660円かかることから利用できなかった。

求職活動を求められたことについて、若いから働けと言うが、免許もなく金もなく仕事探しをするのは大変だった。

- (2) 求職活動申告書について、何度提出しても処分庁は真剣に聞いてくれなかった。もっと真剣に相談に乗ってほしかったが、働け、働けばかりでいじめられているような気持ちになった。若いから働けと言われると追い詰められた気持ちになり、少しやけになって求職活動申告書を提出しなかった。

[redacted] ( [redacted] 地域職業相談室 ) から携帯電話で仕事を探することができることを教えられ探していたが、この探し方では処分庁が求める証明書の提出には応えられなかった。

[redacted] まで行かないと [redacted] ( [redacted] 地域職業相談室 ) から証明が貰えず、交通費もかかるため出来なかった。

働くように言われるばかりで、生活面のことや困っていることの話は聞いてくれないので、それ以上、処分庁に相談することが出来なかった。

- (3) なお、「制裁措置」という処分について代理人より、次のとおり、意見が示されている。

審査請求人には、

[redacted]

[redacted] の公認心理師によるコース立方体テストでは簡易検査ではあるが結果は [redacted] だった。

処分庁も本人の稼働能力について、授産施設の利用や軽作業での職業訓練が妥当と認識していたのであれば、知的能力についても医学的に客観的に判断する必要があったのではないだろうか。

精神保健福祉手帳の取得や障害年金受給等の他法他施策の活用が出来た可能性もある。

内職に関しては、審査請求人世帯の主の知り合いからの紹介ということもあり見つけられた仕事であること、また、それ同等の仕事内容でなければ本人の就職は困難であることを実証していると考えます。

### 認定事実

審理関係人の主張及び当庁に提出があったケース記録等の物件により、以下の事実が認められる。

- 1 平成 29 年 9 月 22 日、処分庁は、審査請求人に対する生活保護を開始した。  
申請時の実態調査では、3 か月程度でオリンピック関連の仕事が決まる見込みであったが、審査請求人世帯の主が体調を崩したためオリンピック関連業務への就労には至らなかった。
- 2 処分庁は、援助方針の一つに「審査請求人の [ ] ( [ ] 地域職業相談室) 等を活用した積極的な就労活動を指導し、就労に向けた取組みを支援する。」こととした。  
保護開始後、請求人世帯に対しては、援助方針に従い、 [ ] ( [ ] 地域職業相談室) 等を活用した就労活動を行うよう指導した。
- 3 平成 30 年 4 月 17 日、処分庁は、法第 27 条に基づく口頭指導を行い、 [ ] ( [ ] 地域職業相談室) 等を活用した積極的な求職活動を指導した。
- 4 平成 31 年 2 月 7 日には、審査請求人から内職の応募について相談があり、処分庁は、稼働能力の活用は、内職であってもいい旨指導している。  
なお、次の期間については、就労指導が中断されている。

| 期間   | 中断理由 (要因)                                  |
|--|--|
| 平成 30 年 2 月 1 日 -<br>平成 30 年 4 月 16 日<br>(約 2 ヶ月半) | 主からの [ ] に起因して審査請求人が世帯を転出してから、再転入に至るまでの期間。 |
| 平成 30 年 7 月 -<br>平成 30 年 12 月<br>(約 6 ヶ月間)         | 主の介護のため中断                                  |
| 平成 31 年 4 月 -<br>令和元年 8 月 28 日<br>(約 5 ヶ月間)        | 主の介護のため中断。                                 |

- 5 処分庁は、審査請求人世帯に対して、保護開始後から上記の就労指導中断期間を除いた期間、特に上記中断期間を経た令和元年 8 月以降は、期限を附した上で、審査請求人の稼働能力の活用について指導を行っている。

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 令和元年 8 月 20 日<br>定期訪問 | 審査請求人に対して、主の状態改善に伴い常時介護の必要性が低くなってきたことから就労指導を行う。次回訪問時(9 月中旬頃予定) までに求職活動を行い申告するよう伝える。 |
|-----------------------|---|



|                      |   |
|----------------------|---|
| 令和元年 9月 20日<br>定期訪問  | 審査請求人に対して求職活動を確認する。<br>まだ活動していないとのことだった。10月下旬までには活動状況を申告するよう伝える。  |
| 令和元年 11月 29日<br>定期訪問 | 処分庁は、審査請求人の就労について、求職活動申告書が提出されていなかったため、再度就労指導を実施した。<br>(審査請求人より) [ ] から仕事を紹介されたとの申し出があり、詳細を確認し、処分庁まで連絡するよう伝えた。  |
| 令和2年 4月 28日<br>定期訪問  | 処分庁は審査請求人より、求職活動については、行っていない旨の報告を受け、5月末までに求職活動を行い、申告書を提出しない場合は、6月に口頭指導を実施することを伝えた。  |
| 令和2年 5月 14日<br>定期訪問  | 処分庁は、審査請求人に求職活動を確認し、まだ活動していないとの報告を受け、再度口頭指導について説明し、改善が見られなければ保護の停廃止となる可能性があることを伝えた。   |
| 令和2年 7月 28日<br>定期訪問  | 処分庁は、審査請求人の求職活動状況について確認。審査請求人より [ ] で行ったとの報告を受ける。処分庁より求職活動申告書を忘れずに提出するよう指導した。   |
| 令和2年 8月 24日<br>定期訪問  | (審査請求人の) 求職活動申告書が未提出であったため、処分庁は審査請求人に理由を問いただしたが、審査請求人より明確な回答を得られなかった。<br>処分庁より審査請求人に対して、昨年度から求職活動について、度々口頭指導を実施している旨説明。来週9月4日までに申告書の提出がなければ、文書指導の実施を検討することを伝えた。 |
| 令和2年 9月 11日<br>定期訪問  | 処分庁は、(審査請求人の) 求職活動申告書の提出について確認した際、審査請求人から以前もらった用紙を紛失してしまい、提出できなかったとの申し出を受けた。<br>処分庁は、審査請求人に再度申告書用紙を手渡し9月15日までに提出がなければ、指導する旨を伝えた。                                |

処分庁は上記のとおり指導を行うも、求職活動に改善が認められなかったことから、法第27条に基づく口頭指導を次のとおり行った。

なお、令和2年6月25日、処分庁は、審査請求人に対して、授産施設の利用を勧めるも、審査請求人は利用に難色を示している。

|                     |   |
|---------------------|---|
| 令和2年 2月 17日<br>定期訪問 | 処分庁は、審査請求人世帯に対して、求職活動が行われていないことから、審査請求人の稼働能力の活用について、法第27条に基づく口頭指導を実施した。 |
| 令和2年 6月 25日<br>定期訪問 | 処分庁は、審査請求人の稼働能力の活用について、法第27条に基づく口頭指導を実施した。                              |
| 令和2年 10月 30日        | 処分庁は、主より、審査請求人による常時介護が必要であ  |

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 定期訪問                    | <p>ることから審査請求人を働かせることは出来ない。介護サービスでは審査請求人ほど手厚く面倒を見てもらえるものではないため利用したくないとの申し出を受けた。</p> <p>処分庁は、審査請求人世帯が、介護サービスの利用及び審査請求人の稼働能力の活用を拒否したと判断し、法第 27 条に基づく口頭指導を実施した。</p>       |
| 令和 2 年 12 月 9 日<br>定期訪問 | <p>処分庁は、審査請求人の求職状況について確認し、審査請求人より、先月は行っていない旨の申し出を受けた。</p> <p>これにより、処分庁は、審査請求人世帯に対して、法第 27 条に基づく口頭指導を実施した。</p> <p>また、この際に来月までに就労意欲が改善されたと認められなければ文書指示を実施する旨説明を行った。</p> |

- 6 令和 3 年 1 月 15 日、処分庁は審査請求人世帯を定期訪問した。

処分庁は、審査請求人の 12 月の求職活動申告書において、求職の実績が認められなかったことから、文書指示を実施する旨の説明を行った。

処分庁が文書指示を実施するにあたり福祉事務所への来所を求めたところ、審査請求人世帯から保護費の支給日以降の日程を希望する申し出があり、令和 3 年 2 月 8 日に文書指示を行うこととした。

- 7 令和 3 年 2 月 8 日、処分庁は審査請求人世帯に対して、法第 27 条に基づく文書指示（令和 3 年 1 月 15 日付け 3 田福第 82954 号）を実施。令和 3 年 2 月 26 日を履行期限とし、下記を指示した。

〔指示内容〕

- (1) 審査請求人が自立に向けて、就労すること。
- (2) 審査請求人が就労に向けて精力的な求職活動を行い、求職活動申告書を提出すること。

※精力的な求職活動の例：週 1 回以上のハローワーク等を活用した求職活動、月 2 回以上就職面接に申込み等、明確に就労意欲があると判断できる活動。

- 8 令和 3 年 3 月 4 日、処分庁は、審査請求人世帯を訪問し、審査請求人より 2 月分求職活動申告書の提出を受けた。

処分庁は、審査請求人世帯に対して、指導指示状況について、所内で検討の上、履行されたと認められなければ保護の変更、停廃止処分となる旨説明を行った。

また、令和元年 8 月から指導してきたが改善が認められなかったため、今回の処分検討に至るとの説明を行った。

審査請求人より仕事は内職でよいかとの質問を受け、処分庁は、「最初の仕事としてはやむを得ない」「何年も働いていない状況からフルタイムでいきなり働けとは言えないので、徐々に体を慣らしていく手段としては容認出来る」旨説明を行った。

- 9 令和 3 年 3 月 9 日、処分庁は、診断会議を開催した。

審査請求人世帯について、履行期限までの改善が認められなかったため、保護停廃止の処分を検討するものとし、令和 3 年 3 月 15 日に審査請求人世帯に対して弁明の機会を付与することとした。



- 10 令和3年3月15日、処分庁は、審査請求人世帯に法第63条第4項に基づく弁明の機会を設けた。
- 11 同日、処分庁は、審査請求人に対して状況を聴取したが、指導内容を履行できなかったやむを得ない事情があったとは認められなかったため、診断会議を開催し、審査請求人世帯に対する令和3年4月1日から令和3年9月30日までの保護の停止処分を決定した。
- 12 令和3年4月2日、審査請求人は、処分庁に電話連絡をした。  
3月29日から[ ]の内職を開始したことを報告し、令和3年5月1日から保護の停止を解除して欲しいと申し出た。
- 13 令和3年4月15日、処分庁は、審査請求人世帯を定期訪問した。  
審査請求人世帯は処分庁に内職による就労の開始を報告し、保護の停止の解除について検討を求めた。  
処分庁は、保護の停止解除について所内で検討する旨伝えた。併せて、「普通就労が目標であり内職がゴールではない」と審査請求人世帯に説明を行った。
- 14 同日、処分庁は、診断会議を開催し、令和3年5月1日付けでの審査請求人世帯の保護の停止処分の解除を検討した。  
処分庁は、指導指示の履行が十分でないこと及び自立助長の観点から保護の停止を継続することとした。
- 15 令和3年5月18日、処分庁は、審査請求人世帯を定期訪問し、審査請求人が内職により40,574円の収入を得ていることを確認した。
- 16 令和3年5月19日、処分庁は、審査請求人に[ ]（[ ]地域職業相談室）への通所を指導し、同行した。  
審査請求人は、このときに初めてハローワークの利用登録を行い、[ ]（[ ]地域職業相談室）より、2社の求人情報の提供を受けた。  
審査請求人は、処分庁に対して、「就職が決まれば内職を辞めて新しい仕事に専念したい」との意向を示した。
- 17 令和3年5月21日、処分庁は、診断会議を開催し、令和3年6月1日付けでの審査請求人世帯の保護の停止処分の解除を検討した。  
処分庁は、指導指示の履行が十分でないこと及び自立助長の観点から保護の停止を継続することとした。
- 18 令和3年5月24日、処分庁は、審査請求人に電話連絡し、令和3年6月1日以降も保護の停止が継続される旨説明を行った。  
審査請求人は、処分庁に「いったいどうやったら解除になるのか」、「主の薬だけが心配なので医療扶助だけでも受けさせてもらえないか」と質問した。  
処分庁は「保護の停止期間は9月30日までとなり、意欲的に面接を受けるなど、指導の必要がなくなる限り解除にはならない」、「医療扶助の単給があるのは分かるが、今回は医療扶助の解除も行わないと判断したに過ぎない」と説明した。
- 19 令和3年5月25日、審査請求人は、処分庁に電話連絡をし、改めて令和3年6月1日以降も保護が停止される理由を質問した。  
処分庁は、「4月以降の活動が1度の[ ]（[ ]地域職業相談室）利用のみであり、十分な活動と言えないと判断されたため」と説明した。  
処分庁は、審査請求人から医療費が心配であるとの訴えを踏まえ、生活状況について聞



き取りを行った。これにより、食事はフードバンクを切れ目なく利用していることを確認した。

20 処分庁は、令和3年5月24日に審査請求人から「主の薬だけが心配なので医療扶助だけでも受けさせてもらえないか」との申し出を踏まえ、主が定期通院する[ ]病院を訪問し、主治医に対して主の病状調査を行った。

この時に、主治医から主の病状について、「[ ]」との意見を聴取した。

21 令和3年5月31日、処分庁は、診断会議を開催し、審査請求人世帯の今後の保護実施の在り方を検討した。

その結果、令和3年6月1日付で世帯分離を行い、主のみ保護停止を解除することとした。

22 令和3年6月2日、処分庁は、臨時訪問し、審査請求人世帯のうち主の保護を令和3年6月1日付けで再開する旨説明を行った。また、審査請求人については、稼働能力の活用が認められない限りは保護の停止が解除されないことを説明した。

その際、審査請求人より、自身の医療扶助についても再開して欲しい旨の訴えがあった。

23 令和3年6月10日、審査請求人は処分庁に電話連絡をし、[ ]のフードバンクの活用について相談した。

処分庁は、[ ]の「[ ]」を紹介した。

審査請求人世帯は、同日、[ ]の「[ ]」から食材の提供を受けた。

24 令和3年6月15日、処分庁は、審査請求人が定期通院する[ ]病院から審査請求人の稼働能力調査結果を受領し、次のとおり確認した。

(1) 傷病名：[ ]

(2) 症状：[ ]

(3) 稼働能力の有無：[ ]

可能な就労の種類：[ ]

留意点：[ ]

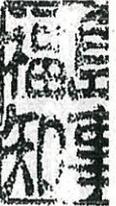
(4) その他（自立支援医療の適用や療育手帳等の他法他施策の可能性）なし

なお、処分庁から弁明書とともに提出を受けた物件から、処分庁が審査請求人の病状について保護開始後、通院先から可否意見書を定期的に聴取し、主治医から審査請求人の高血圧症に係る病状について、普通就労「可」。軽就労「可」であるとの意見を得ていることが確認できる。

25 審査請求人は、[ ]（[ ]地域職業相談室）から求人情報の提供を受け、令和3年8月23日に特別養護老人ホーム[ ]の給食業を請け負う[ ]の採用面接を受け、処分庁はこれに同席した。

26 8月31日、審査請求人は、処分庁に電話連絡し、[ ]から不採用の連絡があったこと。併せて、採用面接を受けていた宿泊施設[ ]も採用に至らなかったことを報告した。

27 令和3年9月21日、処分庁は、診断会議を開催し、審査請求人世帯の今後の保護実施



の在り方を検討した。

処分庁は、令和3年1月15日付け指導指示の不履行により、同居人の保護停止を継続し、令和3年10月1日から令和4年3月31日までとした。

28 令和3年9月30日、処分庁は、審査請求人に令和3年10月1日付け生活保護の停止継続決定について説明し、令和3年9月27日付け3田福第82954号決定通知を交付した。

29 令和3年12月28日、審査請求人は、上記26の処分の取り消しを求めて本件審査請求を提起した。

## 理 由

### 1 生活保護法及びその実施要領等の定め

#### (1) 生活保護法

##### 第4条（保護の補足性）

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

##### 第27条（指導及び指示）

保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。

3 第1項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

##### 第60条（生活上の義務）

被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

##### 第62条（指示等に従う義務）

被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

2 保護施設を利用する被保護者は、第46条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。

3 保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合において

は、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

5. 第3項の規定による処分については、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

(2) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生省事務次官通知。「以下、保護の実施要領（次）」という。）

第4 要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させること。

(3) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下、「保護の実施要領（局）」という。）

第4

1 稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。

また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど、組織的な検討を行うこと。

2 稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。

3 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。

4 就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。

(4) 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知 以下「課長通知」という。）

## II-3 稼働能力のある者に対する指導指示

(1) 傷病を理由に稼働能力を活用していないか、又は稼働が不十分なケース

### ア 現状の確認

本人の訴え、嘱託医・主治医からの意見、ケースワーカーからみた生活実態、稼働実態、医療要否意見書、レセプト（3～6か月）等から現状を確認し、ケース診断会議において稼働能力を判定する。

イ アの結果、就労又はさらに能力活用が可能である場合、口頭による就労指導を行う。就労指導の際、被保護者の権利義務について十分説明する。

なお、口頭指導によっても十分に稼働能力を活用しない場合には法第27条



に基づく文書による指導指示を行う。

- 能力を活用していない者、転職の指導及び就労日数等が少なく就労日数等の増加を指導した者に対しては、求職活動状況・収入申告書を提出させる。
- また、保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者であって、就労による自立に向け「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成 25 年 5 月 16 日社援発 0516 第 18 号厚生労働省社会・援護局長通知）による取組が効果的であると認められる者については、当該通知に基づく支援を行うこと。

なお、今後能力活用が期待できる被保護者に対しては、公共職業安定所等を通じて行う求職活動を支援するとともに、求職活動状況の報告、公共職業安定所の求職登録等を指示、自立支援プログラムへの参加、生業費、技能修得費、就労活動促進費、その他他法他施策を活用するなど、積極的な援助と効果的な指導を行う。

- ウ 傷病を理由に指導に応じない者に対しては法第 28 条に基づく検診命令を行う。この際、被保護者に対して、法の趣旨を十分説明のうえ、文書でもって行う。（なお、検診命令に応じない場合は、法第 28 条第 4 項により保護の変更、停止又は廃止を行う。）

- (2) 傷病以外の理由で稼働能力を活用していないか、又は稼働が不十分なケース

ア 適職がない等を理由に稼働しないものについては、稼働能力を活用するために誠実に求職活動等をしているかどうか、日雇い等で仕事の不安定を理由に稼働が不十分なものについては、稼働能力を活用するために誠実に稼働しているか、又は能力活用が不十分かどうかをケース診断会議等において判定する。この場合、年齢、能力、健康状態及び地域における雇用の状況等を総合的に判断する。

- イ アの結果、能力活用していないか又は不十分な場合、口頭による就労指導を行う。その際、被保護者の権利義務について十分説明する。

なお、口頭指導によっても十分に稼働能力を活用しない場合には法第 27 条に基づく文書による指導指示を行う。

- 適職がない等を理由に稼働しないものについては、求職活動状況・収入申告書を提出させる。日雇い等で仕事の不安定を理由に稼働が不十分なものについては、現在の仕事で収入増が期待できるものは、稼働日数等増の指導を行い、仕事が不安定等により収入増が期待できないものは、転職指導を行うとともに、積極的な援助と効果的な指導を行う。その際、求職活動状況・収入申告書を提出させる。

- また、保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者であって、就労による自立に向け「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成 25 年 5 月 16 日社援発 0516 第 18 号厚生労働省社会・援護局長通知）による取組が効果的であると認められる者については、当該通知に基づく支援を行うこと。

なお、今後能力活用が期待できる被保護者に対して、公共職業安定所等を通じて行う求職活動を支援するとともに、求職活動状況の報告、公共職



業安定所の求職登録等を指示、自立支援プログラムへの参加、生業費、技能修得費、就労活動促進費、その他他法他施策を活用するなど、積極的な援助と効果的な指導を行う。

#### II-4 履行期限を定めた指導指示

- (1) 指導指示を行う場合には、口頭、文書を問わず、長期的に漫然と行わず、指導指示の内容、履行期限等を具体的に明示して行うことが重要となる。
- (2) 履行期限を定めた場合においては、履行期限が到来するまでの間、本人による履行の努力を求めるだけでなく、保護の実施機関においても積極的な援助と効果的な指導を行うことが求められる。

例えば、就労に関して適職がないこと等を理由に稼働しない者に対して指導指示を行った場合には、求職活動状況・収入申告書を提出させうて、公共職業安定所等における求職活動や求職登録等を行わせる等自立へ向けた取組を求めるだけでなく、保護の実施機関としても、公共職業安定所等への同行訪問を適宜行う等求職活動を支援するとともに、就労に関する自立支援プログラムへの参加の勧奨、生業費、技能修得費、その他他法他施策の活用など具体的な支援について検討していくこととなる。

- (3) 口頭指導による指導指示に十分対応していないと判断される場合には、さらに組織として対応を協議し、必要に応じて、個別ケースに即して適切な履行期限を定めうて、法第 27 条に基づく文書による指導指示を行う。
- (4) 指導指示書には、法的根拠を明示し、履行期限までに履行されないときは、保護の変更、停止又は保護が廃止されることがある旨を記載する。

この場合においても、保護の実施機関は被保護者に対し、指導指示内容の履行状況について報告を求めるだけでなく、具体的な援助や効果的な指導を行うことが求められる。

- (5) 文書による指示を行っても正当な理由なく文書指示に従わない場合には、さらにケース診断会議に諮る等組織的に十分検討を行ったうて、弁明の機会を与える等法第 62 条第 4 項による所定の手続を経て保護の変更、停止又は廃止を行う。

特に履行期限を定め、その期限までに指導指示内容が履行されなかったことを理由として保護の停廃止を検討する場合には、単に期限が到来したことだけをもって判断するのではなく、期限までの間の指導指示に対する被保護者への取組状況や保護の実施機関における援助状況を十分に検討することが必要である。

#### (5) 生活保護手帳別冊問答集

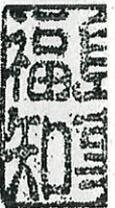
##### 第 10 保護の決定

##### 問 10-19 停止の決定とその期間

(問) 停止の決定に当たってその期間を明示すべきか。

(答)

保護の停止は、法第 26 条、第 28 条第 5 項又は第 62 条第 3 項の規定によって行われる。すなわち、(1) 被保護者が保護を必要としなくなったとき(後略)



(2) 被保護者が保護の決定若しくは実施又は法第 77 条若しくは第 78 条（同条第 3 項を除く。）のために必要な報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は検診命令に従わないときは、実施機関は保護の停止を行うことができ、

(3) 被保護者が必要な指導又は指示に従わないとき、又は保護施設を利用する被保護者が、その施設の管理規程に従わないときは、実施機関は保護の停止を行うことができるのである。

上記のそれぞれの場合における停止の意義について考えてみるに

(1) (省略)

(2) の場合は、そのような調査が不能となると、適正な保護を決定し、実施するための基礎となる事実が把握されないこととなり、実施機関としては、保護の必要及びその程度、方法等を決定することができないのみならず、保護の適正な実施のために必要な調査、検査等に対して、被保護者が誠実に協力すべきことは条理上も当然であるから、この義務違反に対する制裁がなければならない。この場合の停止は、このような意味で行われるのであるが、停止の理由となった事情がなくなる限り、停止の解除を行うべきでない。したがって、この場合は、あらかじめ期間を明示することは不可能である。しかし、法第 28 条第 1 項の規定に反して、報告がない場合や立入調査を拒む場合等に、直ちに法第 28 条第 5 項の規定により保護の変更、停止又は廃止をしなければならないということだけでなく、保護の決定実施上必要な調査である旨を被保護者に説明するとともに、法第 27 条により指導指示を行うなど、的確に状況を把握するための所要の措置を講じ、それでもなお正当な理由なく報告が行われない等、実施機関において停止するに相当の理由があるとき行うことができると考えるべきである。ただし、緊急に対応することが必要な場合など個別の事案において、報告が行われないことなどをもって直ちに法第 28 条第 5 項の規定により保護の停廃止を行うことを否定するものではない。また、(3) の場合には、法律の適正実施を図るため、法律上被保護者としてその履行を要求されている義務を果たさない者に対する制裁として行われる停止であるが、(2) の場合と同様に扱うべきである。

停止後、保護を再開する時期については、(1) の場合は停止期間の満了した時期とすべきであり、(2) 及び(3) の場合は停止処分を行った理由が解消したと認められるに至った時期とすべきである。しかしながら、被保護者が急迫した状況にあるときは、上記の再開の時期にかかわらず保護を行うべきである。

## 2 検討

(1) 法は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用すること（法第 4 条第 1 項）と規定し、稼働能力を有する場合には、それを最低限度の生活の維持のために活用することを保護の要件としている。

また、被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めること（法第 60 条）と規定し、被保護者に対して生活上の義務を課している。

そして実施機関は被保護者がこれらの要件等を満たしていない場合などにおい

ては、「被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる」（法第27条第1項）、「被保護者は、（略）保護の実施機関が必要な指導指示をしたときは、これに従わなければならない」（法第62条第1項）と規定して、被保護者に対して指導指示に従う義務を課し、そのうえで、被保護者がこの義務に違反したときは、「保護の変更、停止又は廃止をすることができる」（同条第3項）と規定している。

(2) まず、稼働能力の評価と指導の妥当性について検討する。

稼働能力活用要件の判断に当たって、局長通知は、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断することとしている。

また、「稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけでなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと」としている。

本件審査請求についてみると処分庁は申請時の実態調査において、審査請求人世帯から3か月程度でオリンピック関連の仕事が決まる見込みであるとの申し出を受けている。審査請求人は、保護の申請時に定期的な通院を行っておらず、処分庁は審査請求人から体調について、特に不調はない旨の申し出を受け、これをもって「積極的な就労活動を指導し、就労に向けた取組を支援する」とした援助方針を策定している。（認定事実1、2）

処分庁は、保護開始後、審査請求人の稼働能力について、定期的に医療機関に医療要否意見書を徴取し、保護の停止後も稼働能力調査を実施の上、医師の意見を得ている。（認定事実24）

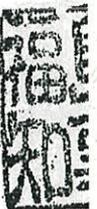
弁明書において、処分庁は、局長通知の第4に基づき、審査請求人の有している資格、生活歴・職歴等を分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案のうえ検討したと述べている。

しかしながら、ケース記録に記載はなく、稼働能力があるか否かの評価を適切に行っているとは認められない。

また、「稼働能力のある者に対して指導指示を行う場合、課長通知のⅡの3の(2)においては、「傷病以外の理由で稼働能力を活用していないか、又は稼働が不十分なケース」については、「稼働能力を活用するために誠実に稼働しているか、又は能力活用が不十分かどうかをケース診断会議等において判定する。この場合、年齢、能力、健康状態及び地域における雇用の状況等を総合的に判断する」ものとされている。

しかしながら、処分庁がこれらを踏まえて、本審査請求人の稼働能力を分析し、診断会議により審査請求人の稼働能力の検討を行った事実は認められず、稼働能力があるか否かの評価を適切に行っているとは認められない。

さらに、課長通知のⅡの3の(2)においては、上記を前提に、「今後能力活用が期待できる被保護者に対して、公共職業安定所等を通じて行う求職活動を支援するとともに、求職活動状況の報告、公共職業安定所の求職登録等を指示、自立支援プログラムへの参加、生業費、技能修得費、就労活動促進費、その他他法他施策を



活用するなど、積極的な援助と効果的な指導を行う」ものとされている。

処分庁が審査請求人に求職活動のために通所を求めていた( ) ( ) 地域職業相談室) に初めて同行し、指導したのは、保護停止後の令和3年5月19日であり、審査請求人は、このときに初めて公共職業安定所の利用登録を行っている。(認定事実16)

処分庁は審査請求人に対して、保護の停止に起因する指導は、令和元年8月からのものであると説明を行っているが、同年8月以降の処分庁の指導は、「次回訪問時までには求職活動を申告することや審査請求人から申し出のあった求職活動の結果について報告を求める指導に止まっており、この間に処分庁が審査請求人の求職活動を支援した事実は認められない。(認定事実5・8)

また、処分庁は、弁明書において、授産施設や( ) ( ) 地域職業相談室) の利用を勧奨してきたと述べ、これに対して、審査請求人は「( ) ( ) 地域職業相談室) や授産施設は船引にあり、往復の電車賃が660円かかることから利用できませんでした」と反論書の中で述べている。

このことについて、課長通知のⅡの3の(2)において支給の検討を要する「就労活動促進費」の制度説明や支給可能とするための指導を行っていない。また、授産施設への通所を指導する反面、精神保健福祉手帳の取得や障害年金受給等の他法他施策の活用等の検討はケース記録上、確認出来ず、処分庁は国の通知に沿った対応を行っていない。

以上のことから、処分庁が審査請求人の稼働能力を組織的に検討、評価し、積極的な援助と効果的な指導を適切に実施されたとは判断出来ない。

審査請求人の稼働能力の活用の判断について、処分庁は保護の停止後、審査請求人に対して「普通就労が目標であり内職がゴールではない」と説明する一方で、それ以前には、審査請求人からの稼働能力の活用について「(内職であっても)最初の仕事としてはやむを得ない」と説明し、授産施設への通所も勧奨している(認定事実4・5・13)。

処分庁として審査請求人の稼働能力について、授産施設の利用や軽作業での職業訓練が妥当と認識した上で指導を行ってきたことが認められる。

このことに加え、審査請求人から提出のあった反論の中で、審査請求人のIQが58程度であるとの事実も述べられており、改めて審査請求人の稼働能力の把握、再検討を行うべきものと思料される。

(3) 次に法第27条第1項に基づく指導指示の妥当性について検討する。

法第27条第1項に基づく指導指示については、法第62条第3項の規定により、保護の実施機関は、被保護者がこれに従わない場合において、保護の変更、停止又は廃止をすることができることとされ、不利益処分を結果するという意味で強制力を有するものであるから、その決定に当たっては、当該指導の妥当性について十分な検討が求められるとともに、その手続きに瑕疵がないよう留意する必要がある。

処分庁は審査請求人に対して、( ) ( ) 地域職業相談室) を活用した求職活動が行われないことを理由として、平成30年4月17日に法第27条に基づく口頭指導を行い、主の介護等による中断期間を経て、令和2年2月17日から4度にわたり法第27条に基づく口頭指導を繰り返し行ってきた(認定事実3・4・5)。

審査請求人に対して、処分庁は、保護の停止に起因する指導は、令和元年8月からのものであると説明を行っている。(認定事実8)

この間、処分庁には、課長通知のⅡの1の(Ⅰ)に基づき、法第27条の口頭指導を行う上で、「援助方針、ケース記録、拳証資料、指導の経過等を踏まえ、組織として対応を協議する」ことが求められるが、その経過は認められない。

課長通知Ⅱの1の(2)に基づき、法第27条の文書指導を行うにあたっては、ケース診断会議等に諮り、組織として、指導指示の理由、内容、時期等を検討しケース援助の全般を含めた具体的な方針を決定する」ことが求められる。

しかしながら、処分庁が法第27条に基づく文書指示(令和3年1月15日付け3田福第82954号)の起案、決裁に先立ち、診断会議により、文書指示の実施の可否について組織的な検討を行ったことは認められない。

さらに、課長通知Ⅱの4の(2)において、処分庁には、文書指示の「履行期限が到来するまでの間、本人による履行の努力を求めだけでなく、保護の実施機関においても積極的な援助と効果的な指導を行うことが求められるが、前述「第4-2(2)」のとおり、処分庁は、                    (                    地域職業相談室)における求職活動を指導するのみで、就労活動促進費の制度説明や他法他施策の活用等の検討を行っていない。

以上のことから、本件審査請求処分に起因する処分庁の法第27条に基づく指導、指示について、適切に実施されたものとは判断出来ない。

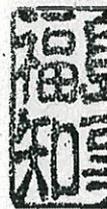
(4) 次に保護の停止処分の妥当性について検討する。

本審査請求において、処分庁は、令和3年3月9日に診断会議を開催し、審査請求人世帯について、履行期限までの改善が認められなかったことを理由に、保護廃止の処分を検討し、令和3年3月15日に審査請求人世帯に対して弁明の機会を付与した上で、再度、診断会議を開催し、審査請求人世帯の令和3年4月1日から令和3年9月30日までの保護の停止を決定している(認定事実9・10・11)

被保護者が書面による指導指示に従わない場合の取扱いについて、局長通知第11の2、課長通知問(第11の1)は、「当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、これらの処分を行うに先立ち、再度、法第27条により書面による指導指示を行うこととしている」が、ケース記録やケース会議記録簿においては、再度の文書指示を実施することは検討されておらず、通知に沿って適切に対応されたものとは判断されない。

また、処分庁は、審査請求人の就労の開始や、主の病状悪化を懸念し、審査請求人世帯の保護の停止の在り方について検討を行い、主のみ保護停止措置を解除しているが、審査請求人については、精力的な求職活動(週1回以上のハローワーク等を活用した求職活動や月2回以上就職面接に申込み等、明確に就労意欲があると判断できる活動)が行われていないことを理由に、令和3年10月1日から令和4年3月31日まで保護の停止を決定し、本審査請求処分を行っている。(認定事実14・17・27・28)

この間、処分庁は、審査請求人から「食事はフードバンクを切れ目なく利用している事実」や審査請求人世帯の「医療扶助の再開」についての申し出を受け、審査請求人世帯の病状・稼働能力調査を実施し主及び審査請求人の通院の必要性につい



て把握はしているものの、主のみ保護の停止を解除することが妥当と判断している  
(事実認定 19~24)。

生活保護手帳別冊問答集 問 10-19 は、「被保護者が必要な指導又は指示に従わないとき」の保護の停止後、保護を再開する時期について、「停止処分を行った理由が解消したと認められるに至った時期とすべきである」としながらも「被保護者が急迫した状況にあるときは、上記の再開の時期にかかわらず保護を行うべきである」としている。

ケース記録やケース会議記録簿において、上記について検討の経過は触れられておらず、通知に沿って適切に対応されたものとは判断できない。

以上のことから、本件処分は、法及び通知に基づき適正に行われたとは認められず、適切に稼働能力の評価及び検討が行われずに、指導指示、停止処分が行われた当該保護の停止継続決定処分は、不当であると判断される。

## 第5 結論

以上のとおり、本件審査請求については理由があると認められることから、行政不服審査法第 46 条第 1 項の規定により主文のとおり裁決する。

令和 4 年 3 月 1 5 日

審査庁 福島県知事 内堀 雅雄



201107

## 教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は福島県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。  
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、田村市を被告として（訴訟において田村市を代表する者は田村市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。